

第九十四条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に關し、中学校を卒業した者と同

等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三 文部科学大臣の指定した者

四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）によ

り、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要

領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行なわなければならない。ただし、

第八十五条又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に關し第八十三条又は第八十四条

の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行つものとする。

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等

学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単

位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加え

ることが出来る。

二 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単

位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について

一部の科目の履修を許可することができる。

三 同一の高等学校に置かれて全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修

については、前二項の規定を準用する。

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行つた

に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与

えることができる。

一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施

設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの

二 知識及び技能に關する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修

三 ボランティア活動その他の継続的に行なわれる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動

として行なわれるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与える

ことのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

第一百条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行つたに掲

げる学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

一 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合

格点を得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入資格検定規程（昭和二十

六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修

第九十二条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の修業年限を定めるに当たつては、勤労青年

の教育上適切な配慮をするよう努めるものとする。

第九十三条 高等学校においては、第四百四条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修

了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

二 前項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に關する特例その

他必要な事項は、単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の定めるところによ

る。

第九十四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く）、第五十四条、第五十七条から第

七十一条まで（第六十九条を除く。）の規定は、高等学校に準用する。

二 前項の規定において準用する第五十九条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制

の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとするこ

とができる。

三 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十

九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を

除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

第三章を削り、第五十条の三の次に次の一章を加える。

第五章 中学校

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に關する事項は、この章に定めるもののほか、中学校

設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

第七十条 中学校には、生徒指導主事を置くものとする。

二 前項の規定にかかわらず、第四項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭

を置くときその他特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

三 生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。

四 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に關する事項をつかさどり、当該事項について

連絡調整及び指導、助言に当たる。

第七十一条 中学校には、進路指導主事を置くものとする。

二 前項の規定にかかわらず、第三項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭

を置くときは、進路指導主事を置かないことができる。

三 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもつて、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業

選択の指導その他の進路の指導に關する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、

助言に当たる。

第七十二条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間

によつて編成するものとする。

二 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下

この条において「国語等」という。）の各教科とする。

三 選択教科は、国語等の各教科及び第七十四条に規定する中学校学習指導要領で定めるその他特

に必要な教科とし、これらのうちから、地域及び学校の実態並びに生徒の特性その他の事情を考

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学

年における必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年に

おける選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定

める授業時数を標準とする。

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文

部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。